

令和3年度

山梨県食品衛生監視指導計画

山梨県福祉保健部

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 第1 | はじめに | 1 |
| 第2 | 本計画の適用期間 | 1 |
| 第3 | 監視指導の実施に関する基本的な方向 | 1 |
| 1 | 食品等事業者、消費者、山梨県の役割分担 | |
| 2 | 食品供給行程（フードチェーン）の各段階における監視指導及び連携 | |
| 第4 | 監視指導等の実施体制 | 2 |
| 1 | 各食品衛生関係機関の役割 | |
| 2 | 関係部局との連携 | |
| 3 | 国及び他の自治体との連携 | |
| 4 | 試験検査体制の整備 | |
| 第5 | 重点的に監視指導する事項 | 6 |
| 1 | 食中毒防止対策 | |
| 2 | 改正食品衛生法の周知及び遵守対策 | |
| 3 | 新しい生活様式に伴い多様化する営業形態における食品の安全性確保対策 | |
| 第6 | 重点的に監視指導する内容 | 9 |
| 1 | 共通事項 | |
| 2 | 個別事項 | |
| 3 | 食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視項目 | |
| 第7 | 監視指導の実施方法 | 11 |
| 1 | 重点監視業種（施設）及び監視回数に関する事項 | |
| 2 | 一斉監視の実施に関する事項 | |
| 3 | 年間計画 | |
| 第8 | 検査に関する事項 | 13 |
| 第9 | 違反を発見した場合の対応 | 14 |
| 第10 | 食中毒発生時の対応 | 15 |
| 第11 | 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進 | 15 |
| 第12 | 情報提供及び意見交換の実施 | 16 |
| 1 | 監視指導計画に係る公表及び意見交換 | |
| 2 | 食品衛生思想の普及・啓発 | |
| 3 | 自主回収に関する情報提供 | |
| 第13 | 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上 | 16 |

令和3年度山梨県食品衛生監視指導計画

第1 はじめに

本計画は、食品衛生法第24条第1項に基づき、食品の安全性確保のため、食中毒予防への取組み、本県の実情に合った重点的な監視指導等の実施、監視体制の充実や自主衛生管理の推進等について定めたものです。

また、「山梨県食の安全・安心推進条例」に基づく「食の安全・安心推進計画」と連動し、計画的に施策を進めます。

なお、平成31年4月1日から、甲府市に関する食品衛生業務は、同市の管轄となったため、本計画には含まれていません。

第2 本計画の適用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

第3 監視指導の実施に関する基本的な方向

1 食品等事業者、消費者、山梨県の役割分担

県は、食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）の安全性の確保について、様々な施策を総合的に策定し、実施する責務を有しており、加えて、食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売に携わる事業者（以下「食品等事業者」という。）は、安全な食品等を消費者に供給する責務があり、また、消費者は家庭内での食中毒発生防止のための知識と理解を深めるために、意見を述べるという役割が期待されています。

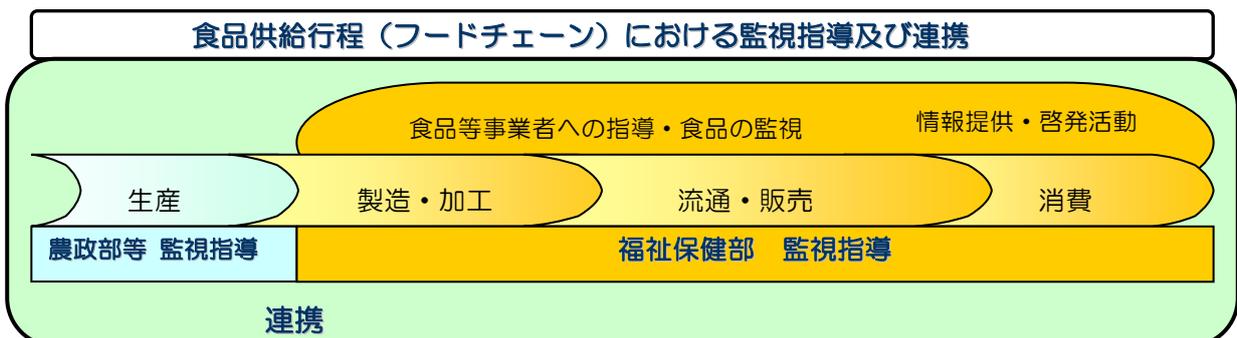
これらの役割分担を前提として、県は食品衛生法、食品表示法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥処理法」という。）等に基づく監視指導を行い、県内に流通する食品等が関係法令に違反していないか、県内の食品等事業者がその責務を果たしているかを確認します。

また、消費者、食品等事業者がそれぞれの役割を遂行できるよう情報提供を行うとともに、情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）の促進を図ります。

2 食品供給行程（フードチェーン）における監視指導及び連携

食品の安全性を確保するためには、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（フードチェーン）において、食品の安全性を確保するための規制等必要な措置が適切に講じられることが必要です。

こうした理念を踏まえ、農林水産物の採取から消費者への販売までの各行程において、効率的・効果的に監視指導を実施するため、生産段階の農林水産物の監視指導については、これらの食品安全規制を実施する農政部等と連携し対応します。



第4 監視指導等の実施体制

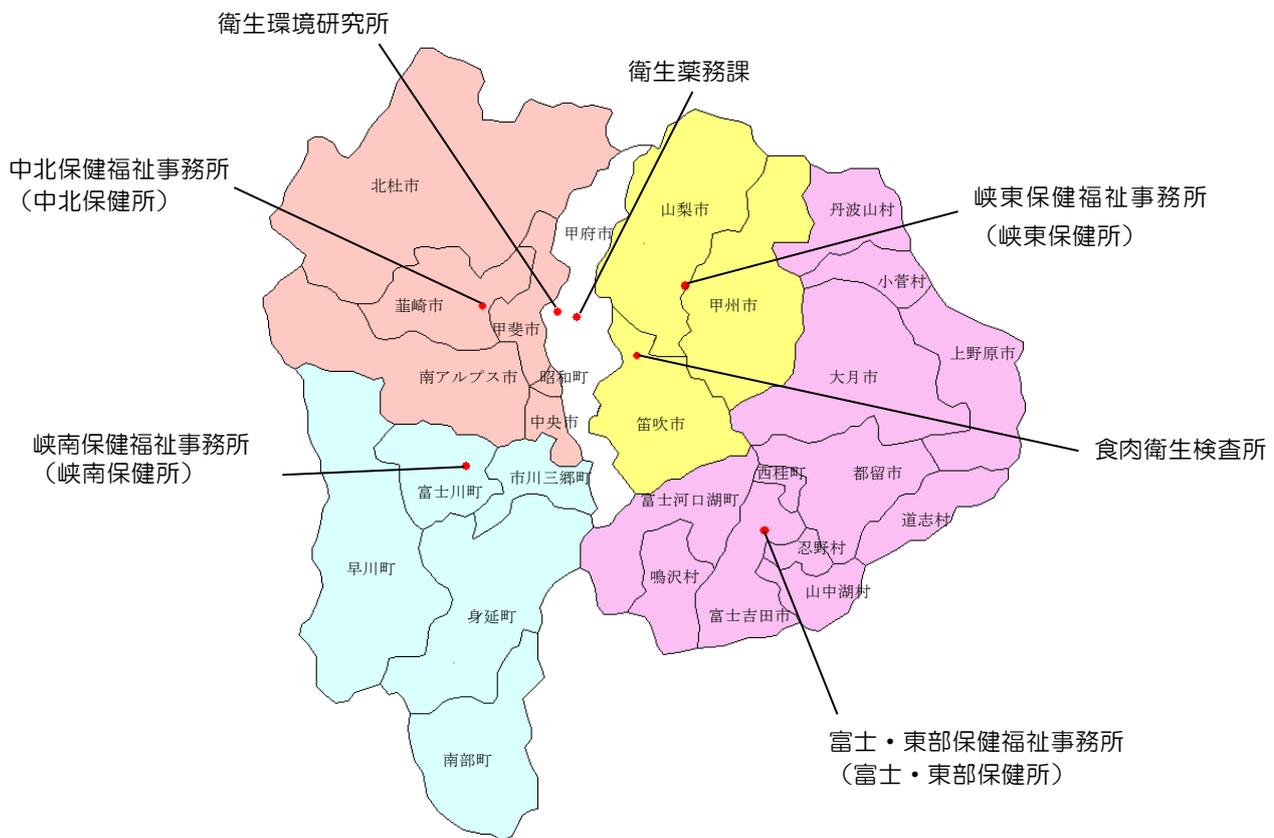
管轄地域ごとの食品等事業者の施設については県内の4保健所が中心となり監視指導を実施するとともに、大規模食品製造業や卸売業等の施設については衛生薬務課が中心となり監視指導を実施します。

衛生環境研究所では、県内で製造、流通する食品の検査や食中毒発生時の原因究明のための検査を実施します。

食肉衛生検査所では、と畜場、大規模食鳥処理場における疾病の排除、食肉の衛生状態等に関する検査及び監視指導を実施します。

また、衛生薬務課は、出先機関、他法令に基づく指導機関、他自治体、厚生労働省、消費者庁等との連絡調整を行い、食品の安全性の確保を図ります。

【山梨県の食品衛生関係機関 配置図】



※平成31年4月1日に甲府市は中核市となり、甲府市に関する食品衛生業務は、同市が管轄しています。

※令和2年4月1日に、中北保健所と中北保健所峡北支所は統合されました。

1 各食品衛生関係機関の役割

(1) 衛生業務課

- ・ 監視指導計画の策定と公表
- ・ 食品衛生に関する企画・連絡調整
- ・ 県内関係部局、他自治体、国や関係団体との連絡調整
- ・ 食品衛生検査施設の信頼性確保（内部点検の実施）
- ・ 県下全域の大規模食品製造施設等の監視指導及び食品の収去
- ・ 総合衛生管理製造過程承認施設の監視指導
- ・ 食品衛生監視員、食品等事業者等を対象とした研修会、講習会の開催
- ・ 食品表示法、健康増進法に基づく適正な表示指導
- ・ 行政処分等の公表
- ・ 食品衛生に関する情報提供

(2) 保健所（衛生課）

- ・ 食品営業施設、給食施設等の監視指導
- ・ 違反（苦情）食品に係る調査・措置
- ・ 食中毒に係る調査・措置
- ・ 食品衛生検査車を活用した食品製造施設等の監視指導及び食品の収去
- ・ 食品衛生に関する情報提供や衛生講習会等の開催
- ・ 認定小規模食鳥処理場の監視指導
- ・ 食品表示法、健康増進法に基づく適正な表示指導

(3) 衛生環境研究所

- ・ 微生物検査及び食品添加物、残留農薬、残留動物用医薬品、放射性物質等の検査
- ・ 食中毒調査及び違反（苦情）食品に係る検査
- ・ 食品衛生に関する調査研究
- ・ 食品衛生に関する情報提供

(4) 食肉衛生検査所

- ・ と畜検査及び食鳥検査
- ・ と畜場及び大規模食鳥処理場の監視指導
- ・ と畜場及び大規模食鳥処理場に併設する食肉処理施設の監視指導
- ・ と畜場及び大規模食鳥処理場のHACCPの外部検証
- ・ TSE（伝達性海綿状脳症）スクリーニング検査
- ・ 収去検体の採取及び検査（残留動物用医薬品等）
- ・ 食品及び食肉衛生に関する調査研究及び情報提供

2 関係部局との連携

(1) ノロウイルス等による健康被害の集団発生時の対応

学校、病院、社会福祉施設等での発生が多く大規模化しやすいため、それぞれを管轄する部署と連携し、迅速な調査、被害拡大防止、再発防止対策に努めます。

(2) 食品の表示に係る監視指導

食品表示については、食品表示法、健康増進法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）や米穀等の取引等に係る情報の記録、産地情報の伝達に関する法律（以下「米トレーサビリティ法」という。）等の複数の法令が関与しています。各法令に基づく指導機関との連携を図り、情報交換や合同立入調査等の実施により、食品等事業者に適正な表示を徹底します。

（食品表示に関する相談窓口については次頁のとおり）

【食品表示に関する相談窓口（県）】

| 関係機関名 | 所在地及び連絡先 | 表示に関する主な担当内容 |
|--------------------------------|---|---|
| 中北保健福祉事務所 （中北保健所） 衛生課 | 韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎1階 電話：0551-23-3071 | 食品表示法（食品全般の衛生及び保健に関する事項）、健康増進法（虚偽誇大な広告等） ・表示合同調査 ・表示相談への対応 ・表示に関する立入調査、指導 ※平成31年4月1日から、甲府市に関する業務は、同市が管轄しています。 |
| 峡東保健福祉事務所 （峡東保健所） 衛生課 | 山梨市下井尻 126-1 東山梨合同庁舎1階 電話：0553-20-2751 | |
| 峡南保健福祉事務所 （峡南保健所） 衛生課 | 南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2 南巨摩合同庁舎2階 電話：0556-22-8151 | |
| 富士・東部保健福祉事務所 （富士・東部保健所） 衛生課 | 富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎2階 電話：0555-24-9033 | |
| 県民生活部 県民安全協働課 | 甲府市丸の内1-6-1 【食品安全110番】窓口 電話：055-223-1638 | 食品表示法（食品全般の品質に関する事項（酒類を除く））、景品表示法、米トレーサビリティ法 ・表示合同調査 ・表示相談への対応 ・表示に関する立入調査、指導 |
| 中北農務事務所 地域農政課農政担当 | 韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎2階 電話：0551-23-3078 | 食品表示法（食品全般の品質に関する事項（酒類を除く）） ・表示合同調査 ・表示相談への対応 ・表示に関する立入調査、指導 |
| 峡東農務事務所 地域農政課地域整備担当 | 甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎3階 電話：0553-20-2829 | |
| 峡南農務事務所 地域農政課 | 西八代郡市川三郷町高田 111-1 西八代合同庁舎1階 電話：055-240-4113 | |
| 富士・東部農務事務所 地域農政課 | 都留市田原 3-3-3 南都留合同庁舎2階 電話：0554-45-7830 | |
| 県民生活センター | 甲府市飯田1-1-20 JA会館5階 電話：055-235-8455 | 景品表示法 ・表示合同調査 ・表示相談への対応 |

【食品表示に関する相談窓口（国）】

| 関係機関名 | 所在地及び連絡先 | 表示に関する主な担当内容 |
|------------------------|--|--|
| 関東農政局山梨県拠点 消費・安全チーム | 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 電話：055-254-6012 | 食品表示法（食品全般の品質に関する事項（酒類を除く）） ・表示合同調査 米トレーサビリティ法 |
| 消費者庁 食品表示企画課 表示対策課 | 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 電話：03-3507-8800（代表） | 食品表示法 |
| 関東信越厚生局 健康福祉部食品衛生課 | さいたま市中央区新都心1-1 電話：048-740-0761 | 健康増進法（虚偽誇大な広告等） |
| 甲府税務署 酒類指導官 | 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 電話：055-254-6105（代表） | 食品表示法（酒類の名称、内容量等の品質に関する事項） |

(3) 残留農薬等に係る農政部との連携

農薬の食品への残留の原因として、生産段階での農薬の不適正使用や散布時のドリフト(飛散)が深く関係していることから、違反事例発見時の迅速な対応や被害の拡大を防止するため、農薬、動物用医薬品、飼料添加物の適正使用を推進する農政部と連携し迅速な対応を図ります。

3 国及び他の自治体との連携

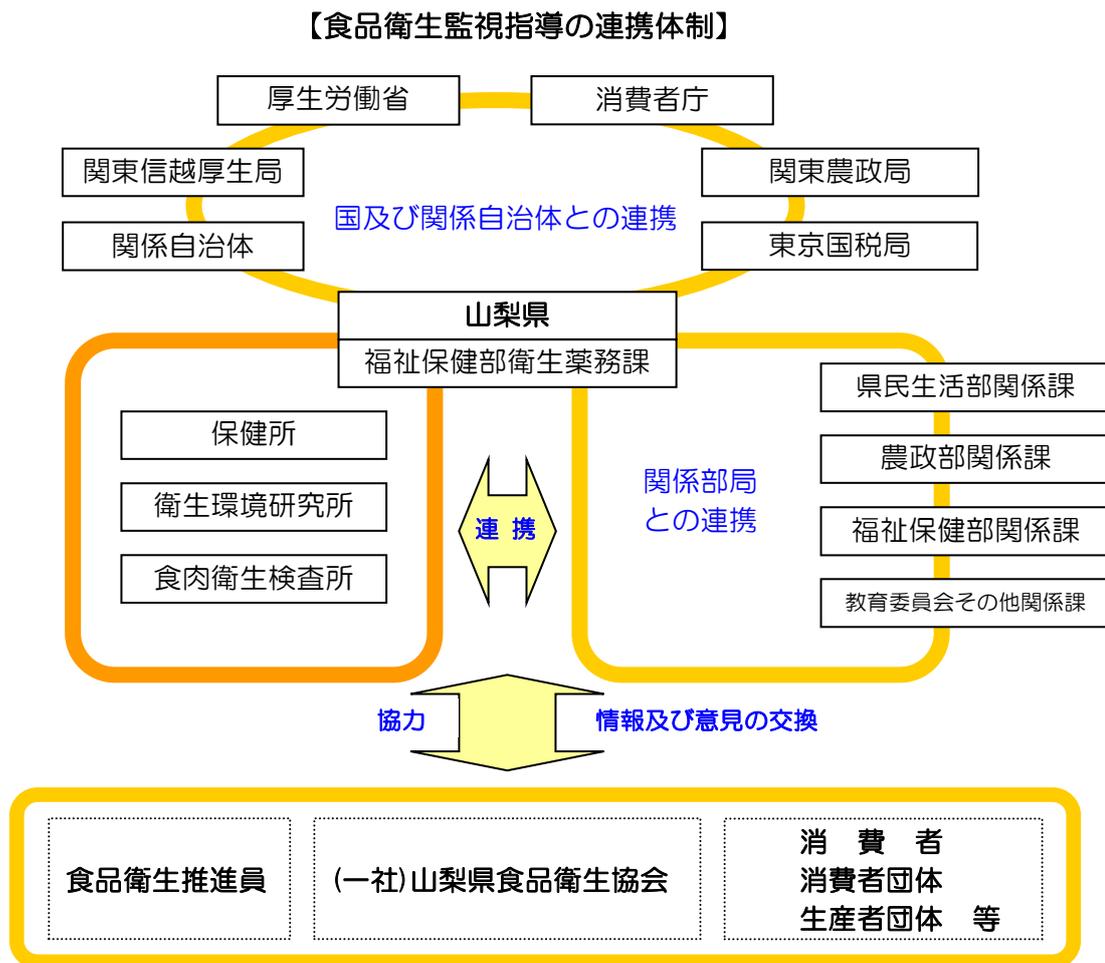
広域に流通する食品や輸入食品において違反を発見した場合や食中毒が発生した際には、速やかに厚生労働省(表示関係は消費者庁)へ報告するとともに、食品衛生法第21条の3に規定する広域連携協議会において情報共有する等、国の出先機関及び関係自治体と連携した対応を行います。特に、平成31年4月1日から、甲府市に関する食品衛生業務については同市が管轄していますが、これまでと同様に迅速な対応がなされるよう、緊密な連携の確保に努めます。

また、総合衛生管理製造過程の承認を受けた施設への監視において違反を発見した際には、関東信越厚生局と連携して改善指導を行います。

4 試験検査体制の整備

衛生環境研究所及び食肉衛生検査所において行政検査を実施します。(検査内容については、1の「各食品衛生関係機関」の役割を参照。)

衛生環境研究所及び食肉衛生検査所については、正確な検査の実施のため、食品衛生法第29条第3項に基づき、信頼性確保部門による内部点検(年2回実施)、外部精度管理調査への定期的な参加等による検査の信頼性の確保、必要な検査機器の整備等により検査機能の強化に努めます。



第5 重点的に監視指導する事項

次の3つの事項に重点を置き、監視指導に努めます。

- 1 食中毒防止対策
- 2 改正食品衛生法の周知及び遵守対策
- 3 新しい生活様式に伴う多様化する営業形態における食品の安全性確保対策

1 食中毒防止対策

県過去3年間の食中毒発生状況

令和2年は、県内では寄生虫5件、ノロウイルス1件、カンピロバクター1件の食中毒により、19名の患者が発生しました。

特に、寄生虫のアニサキスによる食中毒は、全国的に多発し、海の無い本県でも平成27年から増加傾向にあります。

令和3年度は、過去3年間の県内の食中毒発生状況と全国的な発生傾向等を踏まえ、次に掲げる病因物質に重点を置き、食中毒防止対策を実施します。

- (1) ノロウイルス
- (2) カンピロバクター
- (3) 腸管出血性大腸菌
- (4) 寄生虫
- (5) 植物性自然毒
- (6) その他病原微生物

なお、依然として学校、病院、社会福祉施設等でのノロウイルスによる集団感染事例が発生しています。感染症担当課と連携を密にし、発生時には原因究明調査を行い、再発防止対策の徹底を各施設に指導します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、選手団の合宿地、観光地等における飲食店、弁当調製施設及び宿泊施設の監視指導及び従事者への衛生講習会を実施します。

| 食中毒発生状況 病因物質 | 令和2年 | 令和元年 | 平成30年 |
|-------------------|-----------|------------|-------------|
| | 7件 19人 | 7件 150人 | 18件 361人 |
| ノロウイルス | 1件 9人 | 2件 117人 | 4件 125人 |
| カンピロバクター | 1件 5人 | 1件 3人 | 1件 7人 |
| 寄生虫 (アニサキス等) | 5件 5人 | 2件 2人 | 3件 16人 |
| 植物性自然毒 (毒きのこ等) | — | 1件 1人 | 7件 14人 |
| ウェルシュ菌 | — | — | 1件 11人 |
| 赤痢菌 | — | — | 1件 99人 |
| その他 | — | 1件 27人 | 1件 89人 |

(1) ノロウイルスによる食中毒を防止するための対策

- 食品取扱者の手指等を介した食品や器具の二次汚染が問題となっていることから、食品等事業者に対し、食品取扱者の健康管理（下痢・嘔吐の有無、ノロウイルスの流行時期における検便の実施等）、ノロウイルス感染者の調理作業の制限、食材の十分な加熱の実施（中心温度が85～90℃90秒間以上）、適切な手洗いの徹底、使い捨て手袋の適正な使用等について、監視指導や衛生講習会等で啓発を図ります。
- 令和2年に、県外において、仕出し弁当や旅館で提供された食事による大規模な食中毒が発生しました。一度に多くの食数を調理・製造する場合は、多くの従事者が携わるため、交差汚染を防止する衛生管理体制の徹底を指導します。
- 施設内で利用者等が嘔吐した場合には、有効な薬剤を用いた迅速かつ適切に嘔吐物処理を行う必要があります。他の利用者や調理従事者等への感染拡大を防止するための、衛生管理を指導します。
- 全国的に生食用カキを原因とする食中毒も発生していることから、食品等事業者及び県民にカキ等二枚貝の生食に関するリスクの周知と注意喚起を行います。

(2) カンピロバクターによる食中毒を防止するための対策

- 汚染された肉類（特に鶏肉）による食中毒が発生しています。生食用の基準に適合しない食肉は十分に加熱（中心温度が75℃1分間以上）する必要があります。食品等事業者に対して未加熱又は加熱不十分な食肉を提供しないよう指導を徹底し、消費者を対象に、生食の危険性

について注意喚起を行います。

- 生肉等の取扱い不備による食中毒事例が発生していることから、二次汚染防止対策として、調理器具の使い分け、原材料の区分保管、手洗いの徹底を指導します。
- 客自らが加熱調理を行う焼肉店等の食品等事業者に対しては、客に対し肉類の十分な加熱（中心温度が75℃1分間以上）、調理用の箸と喫食用の箸の使い分け等について注意喚起を行うよう指導を徹底します。
- 井戸水、沢水等の水道水以外の水を利用する食品等事業者に対しては、殺菌装置の作動や残留塩素濃度の測定等により飲用に適する水であることの確認を行うとともに、水質検査を年1回以上実施するよう指導を徹底します。

(3) 腸管出血性大腸菌による食中毒を防止するための対策

- 生食用牛肉（内臓を除く。）を取扱う施設に対して、平成23年10月1日に施行された規格基準及び山梨県食品衛生法施行条例（平成12年山梨県条例第11号。以下「条例」という。）の施設基準を遵守するよう指導するとともに、山梨県生食用食肉取扱施設届出要綱に基づく届出を行っていない施設の営業者には届出を行うよう指導を徹底します。
- 牛レバーについては、平成24年7月1日に施行された規格基準を遵守し、生食用として提供しないことを指導します。
- 豚肉及び豚内臓については、平成27年6月12日に施行された規格基準を遵守し、生食用として提供しないことを指導します。
- 平成31年に複数の都道府県において、同一系列の焼き肉店の利用客から同じ遺伝子型の腸管出血性大腸菌O157が検出された事例がありました。客に調理をさせる場合においては、十分な加熱調理を周知するよう従業員の指導及び一般消費者への注意喚起をします。
- また、食中毒が発生した場合に重症化しやすい高齢者等に食事を提供する施設に対し、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく管理の徹底を指導します。特に、加熱せずに提供する野菜や果物については、十分な洗浄と殺菌の実施を指導します。

(4) 寄生虫による食中毒を防止するための対策

- 魚介類に寄生するアニサキスは食中毒の病因物質となります。生食用魚介類を取扱う施設に対して、冷凍処理や迅速な内臓除去、目視確認等による除去の食中毒防止対策を指導します。また、自宅調理における食中毒発生を防止するための啓発を行います。
- ヒラメ等に寄生する粘液胞子虫（クドア・セブテンブクタータ）や馬肉等に寄生する住肉胞子虫（サルコシスティス・フェアリー）による食中毒については、冷凍又は加熱処理することで食中毒を予防できることが確認されていることから、これらを取扱う施設に対して、冷凍又は加熱処理の実施を指導します。

(5) 植物性自然毒による食中毒を防止するための対策

- 全国的に有毒植物や毒きのこを、食用と間違えて販売・採取・喫食することによる食中毒が発生していることから、これらによる食中毒防止対策を行います。
- 特に平成30年は、県内において、有毒植物であるスイセンやバイケイソウによる食中毒が4件、毒きのこであるツキヨタケやタマゴタケモドキによる食中毒が3件発生し、令和元年にも毒きのこによる食中毒が1件発生しました。
- 引き続き、県ホームページや各保健所窓口において県民に対し注意喚起を行うとともに、野生きのこの販売店の監視指導を行います。

(6) その他病原微生物による食中毒を防止するための対策

- サポウイルス、セレウス菌、ウェルシュ菌、黄色ブドウ球菌、リステリア・モノサイトゲネス、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス等による食中毒を防止するため、食品等事業者に対し、施設の監視及び講習会の際に、病原微生物の特徴、原因となり易い食品やその予防対策等について指導を行います。
- 県民に対しては、県ホームページ等を活用し注意喚起を行います。

2 改正食品衛生法の周知及び遵守対策

平成30年6月、食品衛生法が改正され、令和2年6月1日及び令和3年6月1日に施行されます。

特に、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を見据え、国際化に向けた改正でもある（1）「HACCP※に沿った衛生管理」（「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」）の導入が義務付けられたこと、（2）営業許可業種の再編及び新設された知事に届出が必要な営業については、多くの食品関連事業者が関係する改正事項であり、丁寧な周知と対応状況の指導が必要です。

関連する政省令の内容と必要な対応については、食品等事業者及び関係業界団体へ情報提供する等の周知を図ります。

※HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。一般的に危害分析・重要管理点と訳される。食品の製造工程中の危害（人の健康を損なう原因）をあらかじめ調査・分析し、この危害の発生を防止するために重点的に管理する工程（重要管理点）を定め、これを監視することにより安全性を確保する管理方法。

改正食品衛生法では、営業者の公衆衛生上必要な措置として、「HACCPに基づく衛生管理」（食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組）に関する基準を定めています。ただし、小規模な営業者等については、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」（取扱う食品の特性に応じた取組）に関する基準を定めています。

（1）「HACCPに沿った衛生管理」の導入

（施行日：令和2年6月1日、経過措置期間：令和3年5月31日まで）

- 食品等事業者を対象とした講習会において、「食品等事業者団体が作成した業種別手引書」（厚生労働省ホームページに掲載）を用いて説明を行うとともに、施設の監視等を通じて、「HACCPに沿った衛生管理」の導入の徹底を指導します。
- 食品衛生監視員には、研修会等で資質の向上を図り、食品等事業者への指導が行える体制を整備します。
- 既にHACCPに沿った衛生管理を導入した施設については、監視指導の際にHACCPに沿った衛生管理が適切に行われているか確認を行います。

（2）営業許可業種の改正及び知事に届出が必要な営業

（施行日：令和3年6月1日、経過措置期間：令和3年11月30日まで（届出制度）、令和6年5月31日まで（新許可業種））

- 食品衛生法施行令第35条の2に規定する営業者※以外は、許可又は届出が必要な業種に分類されます。講習会や施設の監視等の機会に、新設される許可業種及び届出制度について周知を図ります。
- 新設される許可業種及び届出が必要な営業を行っている事業者の多くは、現在、県が把握していない事業者であることが予想されるため、今後、スムーズな情報提供が行えるよう、関係業界団体の把握に努め、届出を要する営業者への周知が行えるよう連携を図ります。

※食品衛生法施行令第35条の2（令和3年6月1日施行）に規定する営業者

公衆衛生に与える影響が少ない営業として、食品又は添加物の輸入業・貯蔵業・冷凍冷蔵を除く運搬業、常温での包装食品の販売業、合成樹脂を除く容器包装の製造業、容器包装の輸入業・販売業が該当し、届出不要とされています。

3 新しい生活様式に伴い多様化する営業形態における食品の安全性確保対策

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テイクアウトやデリバリー、通信販売等への事業展開が多く見られます。店内喫食とは異なり、調理・製造から喫食までの時間が長くなることや、配達・包装時のリスクに対する適切な衛生管理の確保が必要です。また、業態によっては表示が必要となることや別途許可を要する等、法令を遵守する必要があります。講習会や施設の監視、事前相談において指導を行い、適正な営業による食品の安全を確保します。

第6 重点的に監視指導する内容

1 共通事項

(1) 衛生的な食品及び器具類の取扱い

- ①腐敗、変敗、有毒、不潔な食品の取扱いはないか。
- ②異物混入防止対策がとられているか。
- ③器具類の洗浄及び消毒が適切に行われているか。
- ④器具類が用途に応じて使われているか。
- ⑤薬剤等を適切に管理しているか。

(2) 食品添加物の取扱い

- ①使用基準にあった方法で使用されているか。
- ②食品衛生法で認められていない添加物の使用、販売はないか。

(3) 規格基準

規格基準に適合しない食品や器具等の使用、製造はないか。

(4) 表示

- ①食品表示法で規定する表示基準に適合しているか。
- ②アレルギー物質を含む食品の表示について、使用原材料及び製造工程に基づいた適正な表示がされているか。
- ③期限設定の根拠が科学的、合理的に明らかにされ、適正に表示がされているか。
また、期限設定の一覧とその根拠が工場等に備え付けてあるか。

(5) 食品の保管

- ①原材料及び製品の適切な温度管理がされているか。
- ②原材料の保管庫内での相互汚染はないか。

(6) 記録の作成、保存、提供

- ①取り扱う食品等の原材料、仕入先、販売先、製造管理、廃棄その他食品衛生上の危害の発生、拡大の防止に必要な事項に関する記録を作成しているか。
- ②その記録は、取り扱う食品等の流通実態、期限表示等に応じた合理的な期間保管しているか。
- ③保管している記録は、速やかに提供できる体制であるか。

(7) 食品の安全性の確保及び危害の発生、拡大の防止

- ①使用する原材料又は販売食品等について、仕入れ先の検査成績書の確認や自主検査等により、安全性を確保するための措置を行っているか。
- ②食品による健康被害の情報を把握した場合、若しくはその発生するおそれがある情報を把握した場合、又は違反食品を発見した場合には、危害の発生及び拡大を防止するため、自主回収、自主公表等必要な措置を実施するとともに、保健所に報告する体制が整備されているか。

(8) 従事者の衛生教育

- ①食品衛生責任者は、知事が認める講習会（実務講習会）を受講しているか。
- ②食品取扱者の健康管理を適切に行っているか。
- ③従事者に対する衛生教育を実施しているか。

(9) HACCPに沿った衛生管理

- ①HACCPに沿った衛生管理の義務化について把握しているか。
- ②衛生管理計画の策定・実施し、衛生管理の記録がされているか。
- ③策定した計画を適切に検証し、定期的に計画の見直しがされているか。

(10) その他

- ①業態に応じた許可が取得されているか。
- ②条例に定める営業施設の基準が守られているか。

2 個別事項

(1) と畜場

- ①施設の構造設備が、と畜場法に定める基準に適合しているか。
- ②と畜場法に定める衛生管理等の基準が守られているか。
- ③牛、めん羊、山羊の特定危険部位が、確実に除去され、適切に処分されているか。

(2) 食鳥処理場

- ①施設の構造設備が食鳥処理法に定める基準に適合しているか。
- ②食鳥処理法に定める衛生管理等の基準が守られているか。
- ③認定小規模食鳥処理場における限度内処理羽数規定が守られているか。
- ④認定小規模食鳥処理場における疾病の確認規程が守られているか。

3 食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視項目

各食品群の食品供給行程ごとの重点監視項目は次の表のとおりとします。

| 食品群 | 製造・加工 | 流通・販売 |
|-----------|--|---|
| 食肉 食鳥肉 | <p>【と畜場、食鳥処理場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康で清潔な獣畜又は家きんの施設への搬入 ・衛生的な解体処理 ・記録の作成及び保存の指導 <p>【食肉処理業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の検収、記録の保存 ・記録の作成及び保存の指導 ・野生鳥獣肉の衛生的な処理 <p>【生食用牛肉(内臓を除く)取扱施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の検収、記録の保存 ・適切な加熱殺菌 ・適切な温度管理 ・衛生的な取扱い、二次汚染防止 ・器具類の洗浄消毒 ・表示 | <p>【食肉販売業、飲食店営業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の検収、記録の保存 ・適切な温度管理 ・衛生的な取扱い、二次汚染防止 ・加熱調理食品の十分な加熱 ・器具類の洗浄消毒 ・食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底 <p>【生食用牛肉(内臓を除く)取扱施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の検収、記録の保存 ・適切な温度管理 ・衛生的な取扱い、二次汚染防止 ・器具類の洗浄消毒 ・表示 |
| 食鳥卵 | <p>【液卵製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鮮な正常卵の受入 ・衛生的な取扱い、細菌汚染防止 | <p>【卵選別包装業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生的な取扱い、二次汚染防止 ・適切な温度管理 ・汚卵、軟卵、破卵の選別 |
| 魚介類 | | <p>【魚介類販売業、飲食店営業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な温度管理 ・衛生的な取扱い、二次汚染防止 ・加熱調理食品の十分な加熱 ・器具類の洗浄消毒 ・フグの適正な取扱い |
| 乳、乳製品 | <p>【乳処理業、乳製品製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の検収、記録の作成保存 ・適切な温度管理 ・衛生的な取扱い、細菌汚染防止 ・成分規格検査 | <p>【乳類販売業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な温度管理 |

第7 監視指導の実施方法

1 重点監視業種（施設）及び監視回数に関する事項

(1) 監視業種（施設）のランク分け

重点的に監視すべき事項及び内容を踏まえ、食品等事業者の業種（施設）毎に、製造、調理、流通、販売される食品の流通の広域性、規模、取扱う食品の特殊性、過去に食中毒を起こした施設や食品の規格基準違反のあった製造施設等、監視の重要度の高い順にA～Eの5ランクに分類し、標準監視回数を定め監視指導を実施します。

ただし、HACCPに基づく衛生管理を導入した施設（と畜場・大規模食鳥処理場並びにそれらに併設する食肉処理施設、前年度に食中毒の原因となった施設及び前年度に製造した食品に規格基準違反等があった施設を除く。）については、該当するランクから1又は2ランク低いランクに分類する取扱いとします。

なお、HACCPに沿った衛生管理が義務化されますが、制度が開始される令和3年度は前年度計画と同様の監視頻度とし、今後数年かけて施設のランクを見直し、ランク毎の監視頻度の見直しを行います。

① Aランク施設（監視頻度：年3回以上）

食品衛生上の危害が発生した場合にその危害が非常に大きくなるおそれのある施設、全国的に流通する食品を製造する施設、その他重点的監視が必要な施設

- (例)
- ・前年度に大規模な食中毒の原因となった施設
 - ・前年度に製造した食品に規格基準違反等があった大規模製造施設
 - ・シアン化合物含有豆類の取扱いのあるあん類製造施設
 - ・1日の調製数が概ね750食以上の仕出し屋、弁当製造施設
 - ・全国的に流通する食品を製造する施設

また、次の施設については、個別に標準監視回数を定め監視指導を実施します。

| 施設の種類 | | 標準監視回数 |
|-----------------------|---------------------------------|--------|
| と畜場、食鳥処理場 及びその関連施設 | と畜場 | 原則、毎日 |
| | 大規模食鳥処理場 | |
| | 食肉処理施設 (と畜場・大規模食鳥処理場に併設する施設) | 月2回以上 |
| | 認定小規模食鳥処理場 | 年3回以上* |
| | 食肉処理施設 (認定小規模食鳥処理場に併設する施設) | |

※ HACCPに基づく衛生管理を導入した施設を除く

② Bランク施設（監視頻度：年2回以上）

食品衛生上の危害が発生した場合にその危害が大きくなるおそれのある施設、比較的広域に流通する食品を製造する施設、その他特別な監視が必要な施設

- (例)
- ・前年度に食中毒の原因となった施設
 - ・前年度に製造した食品に規格基準違反等があった施設
 - ・1日の調製数が概ね300食以上の仕出し屋、弁当製造施設
 - ・比較的広域に流通する食品を製造する施設
 - ・中間製品を製造するセントラルキッチン/カミサリー施設

③ Cランク施設（監視頻度：年1回以上）

食品衛生上の危害の発生の可能性が高い施設

- (例) ・県内全域に流通する食品を製造する施設
- ・生食用牛肉（内臓を除く。）取扱施設
 - ・浅漬の製造を行う漬物製造施設
 - ・観光地における大・中規模宿泊施設等
 - ・高速道路のサービスエリア及びパーキングエリア内の飲食店
 - ・大型量販店における食品取扱施設
 - ・集団給食施設（1回に概ね100食以上の同一メニューを調理提供する施設）
 - ・規格基準等のある食品の製造施設で、製造量が多い施設

④ Dランク施設（監視頻度：3年に1回以上）

食品衛生上の危害の発生の可能性が低い施設

- (例) ・Cランク以外の観光地における宿泊施設等
- ・集団給食施設（1回に概ね100食未満の同一メニューを調理提供する施設）
 - ・規格基準等のある食品の製造施設で、製造工程が簡易あるいは製造量が少ない施設

⑤ Eランク施設（監視頻度：5年に1回以上）

食品衛生上の危害の発生の可能性が極めて低い施設

2 一斉監視の実施に関する事項

観光シーズン前、食中毒事故が発生しやすい夏期、食品の流通が多くなる年末に、次のとおり一斉監視を計画的に行うことにより監視の効率化を図り、食品取扱施設の衛生状況の確認や食中毒防止の注意喚起等食品による危害発生防止に努めます。

特に、世界遺産富士山等の魅力ある地域資源を最大限に活用した観光の推進、GoToトラベルの再開等に伴う観光客の増加が見込まれることから、観光客が利用する施設について、集中的な監視等を行い食品による危害発生防止に努めます。

また、土産品の表示の適正化や、食品衛生上の危害の発生及び拡大の防止に必要な事項に関する記録の作成、保存の徹底を図ります。

(1) 食品衛生集中監視（4月及び6～7月）

観光客が多く訪れる前の時期に、観光地の旅館、民宿等の宿泊施設や食事を提供する施設を中心に食品による事故の未然防止を図ります。監視指導においては、数秒で汚れの判定が可能な清浄度検査（ATPふきとり検査）を活用し、効果的に実施します。

(2) 夏期一斉取締り（7月～8月）・食品衛生月間（8月）

夏期は、食中毒の原因となる細菌が増殖しやすく、食中毒発生のリスクが高まることから、食品の衛生的な取扱い、食品添加物の適正使用、食品及び添加物の適正な表示の実施について食品等事業者に対し監視指導の強化を図ります。

また、食品衛生月間期間中に食中毒予防の普及啓発を実施します。

(3) 年末一斉取締り（12月）

年末から年始にかけて、多種類の食品が短期間に大量に流通することから、食品等事業者に対する監視指導を強化し、年末年始における食品による事故の発生防止を図ります。

(4) 食品表示合同調査

食品表示法及び景品表示法の食品表示に係る各指導機関が連携して、総合的、効率的に立入調査を合同で行い、食品表示の適正化を図ります。

○広域合同調査（年4回）

主に県内の大型量販店を対象とする調査で、県民生活部県民安全協働課、衛生薬務課、県民生活センターの職員が実施します。また、必要に応じて関東農政局山梨県拠点にも協力を依頼します。

○地域合同調査（地域の実情に併せて実施）

大型量販店以外の食品販売店を対象に、地域ごとに保健所、農務事務所及び県民生活センターの職員が実施します。

3 年間計画

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------|---|----|----|---------------|---------|----|-----|-----|-----|---------|----|----|
| 一斉監視 | 集中監視 (第1回) | | | 集中監視 (第2回) | 夏期一斉取締り | | | | | 年末一斉取締り | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 通常監視 (通年) | 食品等事業者の自主的な衛生管理を推進し、重点監視事項を念頭においた監視指導にあたります。 ・食品製造施設等の監視及び収去、衛生指導（衛生薬務課、保健所） ・学校、病院及び福祉施設等の集団給食施設への監視指導（保健所） ・と畜場及び食鳥処理施設の監視指導（食肉衛生検査所、保健所） ・野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導（保健所） ・食中毒や違反（苦情）食品に係る調査及び指導（衛生薬務課、保健所）等 | | | | | | | | | | | |

新型コロナウイルス感染症拡大予防対策に配慮して行います。

第8 検査に関する事項

県内で生産・製造・流通・販売されている食品について、食品衛生法で定める食品の規格基準や山梨県食品の指導基準に基づいた微生物、食品添加物、残留農薬、放射性物質等の検査を行い、違反あるいは不良食品の流通防止、排除を実施します。

また、施設の状況については、清浄度検査又は細菌ふきとり検査を行い、器具・手指等の洗浄の状況や食品の細菌汚染状況に基づいた指導により衛生管理を徹底していきます。

予定検査数及び検査内容

県内で生産・製造される食品、県内での流通の多い食品及び輸入食品について、次の収去*計画により検査を実施します。

また、違反（疑い）のある事案が発生した際には、状況に応じて必要な検査の実施に努めます。

※収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、知事が必要であると認めるときに、食品衛生監視員を営業施設に立ち入らせ、試験に必要な量の食品等を無償で採取することをいう。

| 分類 | 主な品目 | 検査項目 | | | 収去 予定数 |
|------------------------|-------------------------------|------|-----|-----------|-----------|
| | | 微生物 | 理化学 | 放射性 物質 | |
| 魚介類 及びその加工品 | 生食用魚介類、生食用カキ・貝、魚 肉ねり製品、淡水魚 | ○ | ○ | | 35 |
| 食肉 及びその加工品 | 食肉、食肉製品 | ○ | ○ | ○ | 125 |
| 卵類 及びその加工品 | 鶏卵、液卵 | ○ | ○ | | 15 |
| 乳、乳製品 及びその加工品 氷菓 | 牛乳、乳製品、アイスクリーム類、 氷菓 | ○ | ○ | ○ | 60 |
| 穀類 及びその加工品 | めん類、種実類 | ○ | ○ | ○ | 50 |
| 野菜・果物及びそ の加工品 | 野菜・果物、乾燥果実、漬物、豆腐、 醤油、カット野菜 | ○ | ○ | ○ | 180 |
| 菓子類 | 生あん、生菓子 | ○ | ○ | | 75 |
| 清涼飲料水 | ミネラルウォーター、清涼飲料水 | ○ | ○ | ○ | 145 |
| 酒精飲料 | ワイン | | ○ | ○ | 150 |
| 氷雪 | 氷雪 | ○ | | | 5 |
| 弁当・そうざい | 米飯、加熱そうざい、非加熱そうざ い | ○ | ○ | | 190 |
| その他の食品 | 冷凍食品、はちみつ、調味料 | ○ | ○ | | 30 |
| 器具・容器包装・ おもちゃ | 食器類、おもちゃ | | ○ | | 10 |
| 計 | | | | | 1,070 |

第9 違反を発見した場合の対応

1 施設基準、規格基準等に違反した場合の措置

施設基準違反や管理運営基準違反を発見した場合は、その場において指導注意票等により改善指導を実施するとともに、必要に応じ、営業の禁止、停止若しくは許可の取り消し等の行政処分又は文書による指導を行います。また、事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案し、必要な場合には、警察等との連携や告発等の厳正な措置を行います。

なお、収去検査の結果により、規格基準違反等が発見された場合で食品等が流通している場合には、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう速やかに回収等を指示するとともに、必要に応じ、廃棄・回収命令、営業の禁止、停止若しくは許可の取り消し等の行政処分又は文書による指導（以下「行政処分等」という。）を行います。

また、必要に応じて国、関係自治体、関係部局に通報し、被害の拡大及び再発の防止を図ります。

2 行政処分等を行った場合の公表

行政処分等を行った場合には、食品衛生法第63条（改正後第69条）の規定により違反者の名称等を公表します。公表の際には、当該違反が故意や重大な過失によるものか否か、健康影響の程度、社会的関心の程度等を勘案するとともに、風評被害にも配慮して行います。

第10 食中毒発生時の対応

食中毒発生時の対応については、国の「食中毒処理要領」・「食中毒調査マニュアル」、県の「食中毒調査マニュアル運用要領」・「健康危機管理基本指針」・「集団消化器症状有訴患者対応ハンドブック」に基づき、原因究明及び健康危機管理対策を実施します。

また、必要に応じて国及び他の自治体とも密接に連携し、健康危害の拡大防止や原因究明調査の迅速化を図り、記者発表や県ホームページにより必要な情報を県民へ提供します。

第11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進

衛生管理の向上を目指すためには、製造者自身が製造・販売する食品の安全性確保について自覚と責任感を持つよう改めて促すことが重要です。

食品衛生法での食品等事業者、と畜場法及び食鳥処理法での設置者又は管理者の責務を踏まえ、食品等事業者等が行う基本的な衛生管理について、食品衛生管理者、食品衛生責任者、と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者が中心となって、従事者が確実に衛生管理を実行することのできる自主管理体制を構築する取組みを推進します。

1 HACCPに沿った衛生管理の推進

改正食品衛生法によるHACCPに沿った衛生管理が、適切に導入できるよう支援を行います。

2 大量調理施設等に対する衛生管理の推進

大量調理施設や中小規模調理施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理の推進を図ります。

3 指導的立場にある者に対する衛生教育

食品衛生管理者、食品衛生責任者、と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者等の衛生管理について指導的立場にある者に対し、講習会や監視指導の際に、自主衛生管理に積極的に取り組めるよう最新の衛生知識の普及啓発を図ります。

4 優良施設の表彰

衛生管理状況が優良な施設を表彰し、自主衛生管理に対する意欲を高めます。

5 その他

食品等事業者の自主管理の推進を図ることを目的に知事の委嘱する食品衛生推進員や、（一社）山梨県食品衛生協会長の委嘱する食品衛生指導員と連携し、食品等事業者の自主衛生管理の推進を図ります。

第12 情報提供及び意見交換の実施

1 監視指導計画に係る公表及び意見交換

(1) 本計画策定に係る情報及び意見の交換の実施

本計画の策定にあたっては、その案の段階において、県ホームページへの掲載等により、県民から意見を求め、当該意見を計画に反映させます。

(2) 本計画の実施状況の公表

本計画に基づく監視指導、食品等の収去検査等の実施結果については、令和4年6月末までに県ホームページに掲載するとともに、県民情報センターにおいて提供します。

また、集中監視、夏期及び年末一斉取締りの実施状況の概要及び収去検査の状況を定期的に県ホームページに掲載します。

2 食品衛生思想の普及啓発

8月の「食品衛生月間」を中心に県ホームページ、SNS、広報紙、講習会等を通じて、食品衛生思想の普及啓発と食品の安全性に関する情報の提供を行います。

また、県民生活部と連携し、リスクコミュニケーションを促進します。

更に、(一社)山梨県食品衛生協会とも協働し、消費者教育や普及啓発を行います。

3 自主回収に関する情報提供

食品等事業者から自主回収に関する届け出があった場合は、県ホームページに掲載し、県民に対して注意を喚起するとともに、当該食品等の回収を促進します。

また、山梨県食の安全・安心推進条例及び食品衛生法、食品表示法による自主回収報告制度の周知に努めます。

第13 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

食品衛生法第2条第1項の責務規定の内容を踏まえて、食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るため次の取り組みを行います。

1 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員、食品衛生検査を行う職員の資質の向上

厚生労働省及び関係機関の開催する各種研修会に積極的に職員を派遣するとともに、外部講師等を招き、技術、法令に関する研修会を開催し、最新情報の入手や技術の習得に努め、また、日頃から食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び食品衛生に関する研究を行っていきます。

特に、HACCPや食品表示法に関する研修を実施する等、食品等事業者への指導、助言が適切に行えるよう体制を確保します。

2 食品衛生管理者及び食品衛生責任者の資質の向上

食品衛生管理者に対し適切に職責が果たされるよう情報提供に努め、また、食品衛生責任者に対しては定期的に講習会への受講を促し資質の向上を図ります。

3 食品衛生推進員の資質の向上

年1回以上の研修会を開催し、最新の食品衛生情報の提供を行います。

4 食品衛生指導員の育成指導

(一社)山梨県食品衛生協会が実施する食品衛生指導員研修会に協力します。

5 食品関係者の資質の向上

食品の製造等に従事する者や、学校、病院、福祉施設等の給食施設において調理に従事する者を対象として、食中毒予防や自主衛生管理の衛生講習会を実施します。